

## ◆公平委員会について

1. 設置根拠	人口 15 万人未満の都市は条例で公平委員会を置く。(地公法第 7 条)
2. 委員定数	3 人 (地公法第 9 条の 2)
3. 選 任	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。ただし、委員のうち 2 人が同一の政党に属する者となってはいけない。(地公法第 9 条の 2)
4. 身 分	非常勤特別職
5. 任 期	4 年
6. 欠格事由	<p>①成年被後見人及び被保佐人</p> <p>②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
7. 兼職禁止	<p>次の職との兼職が禁止されている。</p> <p>①すべての地方公共団体の議会の議員</p> <p>②当該地方公共団体の地方公務員（特別職、一般職のいずれも含む。常勤、非常勤、あるいは臨時職員も含む。）</p> <p>※ただし、平成 16 年 6 月 9 日施行の地方公務員法の一部改正により、上記②のうち、地方自治法第 202 条の 3 第 1 項に規定する執行機関の附属機関の委員その他の構成員については兼職を認めることとされた。</p>
8. 兼業禁止	<p>※公平委員会委員という職務に関して兼業を禁止されている者</p> <p>①当該地方公共団体に対し請負をする者</p> <p>②当該地方公共団体において経費を負担する事業につき、その団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及び支配人</p> <p>③上記の①②と主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役、又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人</p>

## 公平委員会

### 1. 設置根拠 — 地方公務員法7条

人口15万未満の都市は条例で公平委員会を置く

### 2. 定数 — 3人

### 3. 選任

人事行政に関し、識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て選任する。但し、委員のうち、2人が同一の政党に属することとなってはいけない。

### 4. 身分

非常勤の特別職

解説) 「非常勤」とは、地方公務員法第3条第3項第2号に規定される観念で、一週間の勤務時間が一般の職員の4分の3を超えないよう、制限されている。

### 5. 任期 — 4年

任期の起算日は、任命権者が発令して委員となる者がこれを了知した日からである。

### 6. 欠格事由

- ① 禁治産者及び準禁治産者
- ② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 公平委員会の委員にあつて、本法第5章（罰則規定）に規定する罪を犯し刑に処せられた者

解説) 「本法第5章（罰則規定）に規定する罪」とは、平等取扱義務違反、守秘義務違反、不利益処分是正指示不服従、不利益処分審査における証人等の義務違反、能力実証主義違反の任用、競争試験における平等・公開主義違反、争議行為等の共謀・教唆・煽動、勤務条件の措置要求の妨害等

### 7. 兼職禁止

次の職との兼職が禁止されている。

- ① すべての地方公共団体の議会の議員
- ② 当該地方公共団体の地方公務員

解説) 「地方公共団体の地方公務員」の範囲

- ① 特別職と一般職のいずれも含む。
- ② 常勤、非常勤あるいは、臨時、恒久のいずれの職員も含む。
- ③ 吏員のみ適用されるものではなく、その他の職員（雇用人）も含む。
- ④ 地方公共団体の長の補助機関である職員だけでなく、教育委員会、選挙管理委員会、地方公営企業の管理者等、地方公共団体の他の任命権者の職員のすべてを含む。

## 8. 兼業の禁止

兼業を禁止されている者の範囲（「職務に関し」禁止されている）

- ① 当該地方公共団体に対し請負をする者
- ② 当該地方公共団体において経費を負担する事業につき、その団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及び支配人
- ③ 主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、監査役、若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

※ 但し、政令で定める法人（当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人）については、兼業禁止規定が除外されている。

## 9. 罷免事由

次の場合、地方公共団体の長は議会の同意を得て委員を罷免できる。

- ① 委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合
- ② 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合
- ③ 2人以上の者が同一の政党に属することになった場合

## 10. 失職事由

- ① 欠格事項に該当する場合

但し、当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者については、本条の規定による罷免が行われるのみで、懲戒処分はありえずまた、委員として罷免された者はすでに職を失っているため適用除外されている。

- ② 請負禁止規定に該当すると認められた場合

## 11. 服務

地方公務員法に定める一般職の服務規定のうち、職務専念義務と営利企業等の従事制限の規定が除かれる外、準用されている

- ① 服務の宣誓
- ② 法令及び上司の職務命令に従う義務
- ③ 信用失墜行為の禁止
- ④ 秘密を守る義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為の禁止

## ◆固定資産評価審査委員会委員

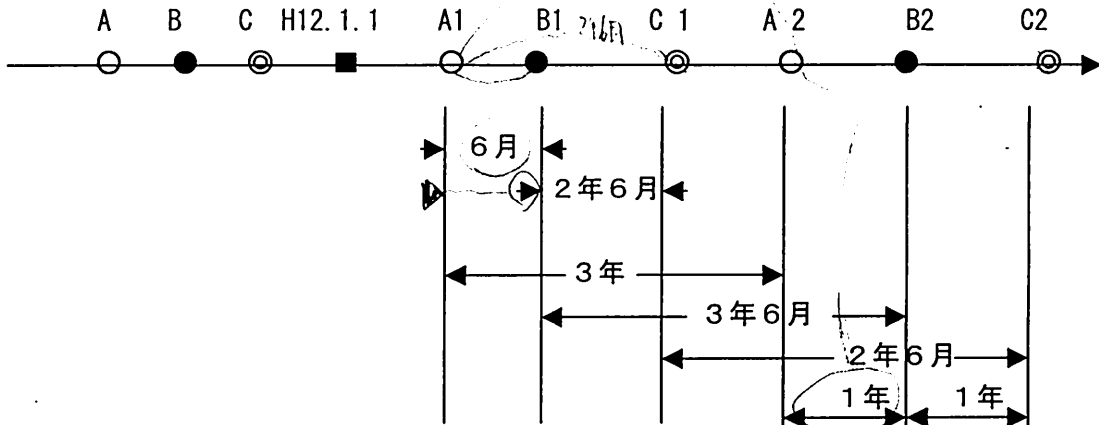
1. 設置根拠 地方税法第423条
2. 定数 3人以上とし、各市町村の条例で定める。(本市は3人)
3. 選任 次の要件のいずれかに該当する者のうちから、市町村長が当該市町村議会の同意を得て選任する。
  - ①当該市町村の住民である者
  - ②当該市町村の市町村税の納税義務がある者  
(納税義務を負う税目は問われない)
  - ③上記の①、②以外で、固定資産の評価について学識経験を有する者
4. 任期 3年。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 兼職の禁止 次の職と兼ねることができない。
  - ①国会議員及び地方団体の議会の議員
  - ②地方団体の長
  - ③農業委員会の農地部会の委員(農地部会を置かない農業委員会にあつては委員)
  - ④固定資産評価員
6. 欠格事項
  - ①破産者で復権を得ない者
  - ②固定資産評価審査委員会の委員の職務に関して罪を犯し、刑に処せられた者
  - ③上記②に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなつてから、2年を経過しない者
  - ④国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
7. 兼業の禁止 兼業を禁止されている者の範囲
  - ①当該市町村に対し請負をする者
  - ②当該市町村において経費を負担する事業につき、その市町村の長もしくは当該市町村長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人
  - ③主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役もしくは監査役、又はこれらに準ずべき者、支配人および清算人

8. 罷免事項 次の場合、市町村長は議会の同意を得て委員を罷免できる。
- ①委員が心身の故障のため、職務を遂行できないと認める場合
  - ②委員に職務上の義務違反やその他委員たるに適しない非行があると認められる場合
9. 失職事由
- ①欠格事項に該当する場合
  - ②請負禁止規定に該当すると認められた場合

固定資産評価審査委員会委員の任期に関する経過措置  
(平成15年6月20日作成)

平成11年度の法改正により、補欠委員の任期は前任者の残任期間と改正された。(従来は選任時から3年間であり、各委員の任期の末日が時の経過の中で無秩序となってきた。本来は1年おきに各委員の任期が変わることが理想とされている。)

このため、今回の法改正で補欠委員の任期は前任者の残任期間と定めたものである。これらの経過措置として、改正後に選任する各委員の任期を1年以上4年以内と市長が定めるなどの経過措置が設けられたものである。



- ① Aの任期が法改正後に任期が到来する時点 A1 において、新規に3年間の任期で発令する。
- ② BはAの任期に遅れること、6ヵ月後に任期が到来するとした場合に、法改正後の最初の選任にあたっては、任期を3年6ヶ月とすることで、A1とB1の任期の末日を1年間あけることができる。
- ③ 同様に、CがAに遅れること、2年6ヶ月後に任期が到来する場合には、C1における委員の任期を2年6ヶ月とすることで、B2とC2との任期の末日を1年あけることができる。
- ④ 以上の手続きを経過措置としておこなえば、法改正後の第2回目以降の選任は任期は3年となるので、前任者の残任期間とすることで定期的に委員の発令が可能となるものである。

志田 松枝 平成13年6月22日から平成16年6月21日  
北林 裕 平成14年12月21日から平成17年12月20日  
金子 祐三 平成13年9月22日から平成16年9月21日

(案1)

新委員の任期を金子委員の残任期間とする。

(案2)

法改正後となる金子委員の前回の任期を平成13年9月22日から平成15年6月21日(1年9ヶ月)までとみなして、今回の新委員の任期を3年とする。このように調整ができれば、3委員の任期が今後1年置きとなる。

# 農業委員会

## 1. 設置根拠 — 農業委員会法 3 条

## 2. 委員

### (1) 選挙による委員

- ① 定数 — 政令で定める基準に従い、10人から40人の間で条例で定める。
- ② 被選挙権を有しない者
  - ・ 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者並びに選挙長は、在職中その関係区域内の候補者となることができない。
  - ・ 裁判官、検察官、会計検査員、警察官及び公安委員会の委員は、在職中候補者となることができない。
- ③ 任期 — 3年
- ④ 失職事項
  - ・ 被選挙権を失ったとき
  - ・ 請負禁止規定に該当すると認められたとき

### (2) 選任による委員

- ① 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人
- ② 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者
  - ・ 任期 — 選挙された委員の任期満了の日

## 教育委員

1. 設置根拠 — 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第2条

2. 定数 — 5人

3. 選任

次の①及び②に該当する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て選任する。

① 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者

② 教育に関し識見を有する者（必ずしも教育行政の実際の運用について専門的知識と経験を有する者でなくてもよい）

※ 但し、委員のうち3人以上が同一の政党に所属することとなってはいけない。

解説) 地方公共団体の長の被選挙権

① 公職選挙法第10条に該当するもの

- ・ 日本国籍を有するもの
- ・ 市町村の場合は年齢満25年以上のもの

② 公職選挙法第11条に該当しないもの

- ・ 禁治産者
- ・ 禁こ以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ・ 禁こ以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁こ以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

③ 公職選挙法第252条に該当しない者

選挙関係の犯罪により刑に処せられ、選挙権及び被選挙権を停止される者

4. 身分

非常勤の特別職

解説) 「非常勤」とは、地方公務員法第3条第3項第2号に規定される観念で、一週間の勤務時間が一般の職員の4分の3を超えないよう、制限されている。

5. 欠格事由

① 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

② 禁こ以上の刑に処せられた者

解説) ・ 「準禁治産者」とは、心身耕弱者及び浪費者で、請求により家庭裁判所から準禁治産の宣告を受けた者で、単独では法律行為ができない行為無能力者である。

・ 「禁こ以上の刑に処せられた者」とは、禁こ以上の刑を受けた者で、刑の執行の免除を受けた者、執行猶予中の者及び刑の執行が終わった者を含む。



## 委員会及び委員

### 1. 設置根拠 一 地方自治法180条の5

- ① 普通地方公共団体に設置しなければならないもの
  - ・教育委員会      ・選挙管理委員会
  - ・人事委員会又は公平委員会      ・監査委員
  
- ② 都道府県に設置しなければならないもの
  - ・公安委員会      ・地方労働委員会      ・収用委員会
  - ・海区漁業調整委員会      ・内水面漁場管理委員会
  
- ③ 市町村に設置しなければならないもの
  - ・農業委員会      ・固定資産評価審査委員会

### 2. 身分

法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。

- ① 地方自治法196条4項  
識見を有する者の内から選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。
- ② 地方公務員法9条11項  
人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とすることができる。

### 3. 請負等の禁止

それぞれの「職務に関し」請負等が禁止されている。

※ 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人については、請負禁止の規定が適用が除外されている。

※ 請負に該当するか否かの認定は、それぞれの選任権者が行う。

## 6. 任期 — 4年

任期の起算日は任命権者が議会の同意を得て任命した日である。

## 7. 兼職の禁止

次の職との兼職が禁止されている。

- ① すべての地方公共団体の議会の議員若しくは長
- ② すべての地方公共団体に執行機関として設置される委員会の委員若しくは委員
- ③ すべての地方公共団体の常勤の職員

解説) ・「地方公共団体に執行機関として設置される委員会の委員」とは、地方自治法第180条の5に規定する委員会(教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会)の委員

- ・「地方公共団体に執行機関として設置される委員」とは、監査委員
- ・「常勤の職員」とは、その職務内容から考えて、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の勤務計画の下に毎日所定の勤務時間中、常時勤務する職員

## 8. 兼業の禁止

兼業を禁止されている者の範囲(「職務に関し」禁止されている)

- ① 当該地方公共団体に対し請負をする者
- ② 当該地方公共団体において経費を負担する事業につき、その団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及び支配人
- ③ 主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、監査役、若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

※ 但し、政令で定める法人(当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人)については、兼業禁止規定が除外されている。

解説) ・「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成し、相手方がその結果に対しこれに報酬を与えるという民法上の請負のみならず、広く業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約全てを含む。

- ・「当該地方公共団体において経費を負担する事業」とは、その事業自体は、当該地方公共団体の事業ではないが、その経費は当該地方公共団体が負担するというもの
- ・「主として同一の行為をする法人」とは、当該地方公共団体に対する請負又は当該地方公共団体につき経費を負担する事業につき、その団体の長若しくはその団体の長の委任を受けた者に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人

## 9. 罷免事由

次の場合、地方公共団体の長は議会の同意を得て委員を罷免できる。

- ① 委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合
- ② 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合
- ③ 委員の過半数の者が同一政党に所属するに至った場合

## 10. 失職事由

次の場合、委員はその職を失う。

- ① 解職請求が議決されたとき
- ② 請負等の禁止規定に該当した場合  
該当するか否かの認定については、選任権者（当該地方公共団体の長）が決定する。
- ③ 欠格事由に該当するに至った場合
- ④ 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなった場合

## 11. 服務

委員に対し禁止される行為

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らすこと
- ② 政党その他の政治的団体の役員になること
- ③ 積極的に政治運動をすること

解説) ・「秘密」とは、一般に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが、一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの

- ・「政党」とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体（政治資金規正法第3条第1項）
- ・「その他の政治的団体」とは、政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、もしくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するもの（政治資金規正法第3条第2項）
- ・「積極的な政治運動」とは、政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者、特定の政党その他の政治的団体、特定の内閣等を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対するような運動を積極的に行うこと

## 教育委員と教育公務員との兼職について

### 教育公務員特例法

- ・「教育公務員」とは、学校教育法1条に定める学校で、同法2条に定める国立学校及び公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。
- ・「教員」とは、学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭及び講師をいう。
- ・「講師」とは、常時勤務の者に限る。

第21条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事できる。

### 教育委員と兼職ができるか —————

- ① 国家公務員たる教育公務員  
教育公務員特例法第21条により、任命権者の許可があれば兼職できる。
- ② 地方公務員たる教育公務員  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条により兼職できない。  
但し、非常勤の講師の場合は兼職を禁止されていない。

## 選挙管理委員

1. 設置根拠 — 地方自治法181条

2. 定数 — 4名

3. 選任

- ① 選挙権を有するもので、選挙に関し識見を有する者のうちから当該普通公共団体の議会による選挙で選ばれるが、同時に議会は委員と同数の補充員を選挙しなければならない。
- ② 同一の政党その他の政治団体に属する者は、同時に2人が委員又は補充員となることができない。

解説) ・「選挙権を有する」とは、実質的に選挙権を有していれば選挙人名簿に登載されていなくてもよい。

・「政党」とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体をいう。

・「その他の政治団体」とは、政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し支持し、若しくはこれに反対する目的を有する団体をいう。

4. 任期 — 4年

起算日は選挙の日からである。

5. 兼職の禁止

次の職と兼ねることができない。

- ① 衆議院議員又は参議院議員
- ② 地方公共団体（特別地方公共団体を含む）の議会の議員及び長
- ③ 検察官、警察官、収税吏員又は普通地方公共団体における公安委員会の委員

6. 兼業の禁止

兼業を禁止されている者の範囲（「職務に関し」禁止されている）

- ① 当該地方公共団体に対し請負をする者
- ② 当該地方公共団体において経費を負担する事業につき、その団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及び支配人
- ③ 主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、監査役、若しこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

## 7. 欠格事由

法律に定めるところにより行われる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者（執行猶予中の者を含む）

解説）「刑に処せられた者」には、執行猶予中の者も含む。なお、過去において選挙等に関する罪を犯し、下記により刑の言渡しの効力が失われた者については、該当しない。

・刑法27条（刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなくして猶予の期間を経過したこと）

・刑法34条の2（禁こ以上の刑の執行を終わりまたはその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過したこと等）

## 8. 罷免事由

次の場合、普通違法公共団体の議会は議決により委員を罷免できる。

- ① 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認めるとき
- ② 職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認められるとき

## 9. 失職事由

次の場合、委員はその職を失う。

- ① 選挙権を有しなくなったとき
- ② 他の市町村に住所を移したとき  
但し、都道府県の選挙管理委員には適用されない。
- ③ 請負禁止規定に該当すると認められたとき
- ④ 欠格事由に該当するとき

## 監査委員

### 1. 設置根拠 — 地方自治法195条

### 2. 定数

- ① 都道府県及び政令で定める都市 — 4人
- ② その他の都市 — 3人又は2人
- ③ 町村 — 2人又は1人

解説) 「政令で定める都市」とは、人口25万以上の市

### 3. 選任

識見を有する者及び議員の内から普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て選任する。

- ① 議員から選任する監査委員の数  
定数4人の都市 — 2人又は1人  
定数3人以下の都市 — 1人
- ② 識見を有する者の内から選任する監査委員の数  
2人以上の地方公共団体にあつては、少なくとも1人以上は、選任前5年間において当該地方公共団体の職員で政令で定める者でなかった者でなければならない。
- ③ 識見を有する者の内から選任される監査委員は常勤とすることができる。  
また、都道府県及び政令で定める市にあつては、少なくとも1人以上は常勤としなければならない。

解説) ・「当該地方公共団体の職員で政令で定める者」とは、当該地方公共団体の常勤の職員をいう。なお、この場合常勤の監査委員を除き、官吏たる都道府県職員（政令で定める事務に従事する都道府県職員）及び地方警務官（都道府県警察職員のうち、警視正以上の階級にある警察官）を含む。

### 4. 任期

- ① 識見を有する者 — 4年
- ② 議員 — その議員の任期  
任期の起算日は、選任の日

### 5. 兼職の禁止

次の職と兼ねることができない。

- ① 衆議院議員又は参議員議員
- ② 地方公共団体（特別地方公共団体を含む）の常勤の職員

- ③ 検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員
- ④ 教育委員会の委員（常勤の監査委員の場合）

## 6. 兼業の禁止（120条）

兼業を禁止されている者の範囲（「職務に関し」禁止されている）

- ① 当該地方公共団体に対し請負をする者
- ② 当該地方公共団体において経費を負担する事業につき、その団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及び支配人
- ③ 主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、監査役、若しこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

## 7. 欠格事由

- ① 公職選挙法第11条に該当する者
  - ・ 禁治産者
  - ・ 禁こ以上の刑に処されその執行を終るまでの者
  - ・ 禁こ以上の刑に処されその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁こ以上の刑に処せられその刑の執行中の者
- ② 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役と親子又は兄弟姉妹の関係にある者

## 8. 罷免事由

地方公共団体の長は、次の場合議会の同意を得て監査委員を罷免することができる。

- ① 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認めるとき
- ② 職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認められるとき



## 【監査委員】

### 1 7年度決算の議会提案の時期について

(会計課、監査委員事務局)

- (1) 議会から決算審査を早めるよう意見があったこともあり、7年度決算から8年9月議会に提案する予定である。
- (2) ただし、9月議会の当初に提案することは日程的に無理があり、議会途中か、或いは最終日に追加提案することになる可能性が高い。
- (3) 決算審査特別委員会については、議会日程の都合によるが、9月議会中に開催できなければ、10月か11月に開催の見通しである。
- (4) その場合、議会の認定は次期定例議会の12月議会となる。  
(現行12月議会提案、1月決算審査、3月議会認定)
- (5) 今後の日程(例)

- ◇ 8年5月 9日 臨時議会にて後任監査委員選任の承認を得る。
- ◇ 8年5月19日 現監査委員辞職
- ◇ 8年5月20日 後任監査委員選任
- ◇ 8年9月3日か10日頃 9月議会開会

↑

7年度決算の議会提案

↓

- ◇ 9月20日か27日頃 9月議会最終日
- ◇ 10月か11月 決算審査特別委員会
- ◇ 12月議会 7年度決算認定

### 2 後任監査委員の選任について

- (1) 議選監査委員(7.5.12就任)の進退が、5月上旬開催予定の議会の各会派代表者会で決定される。議選監査委員が交替することになれば、後任者について5月上旬の臨時議会で承認を受けることになる。
- (2) 識見監査委員が5月19日辞職の場合、後任者の選任について
  - ① 5月上旬開催予定の臨時議会であらかじめ後任者の承認を得ておき、現監査委員の辞職の翌日(5月20日)に選任する。
  - ◎ 議選、識見とも同時承認という事態も考えられる。
  - ◎ 7年度決算は、会計課で調製後6月末に監査委員へ送付される予定であり、決算審査について時期的には支障なく行えるものと思われる。

〈行政実例〉

監査委員の任期満了前において、後任者の選任はできないが、準備手続(議会の承認等)を進めることはできる。

※ 地方課に照会の結果、辞職の場合でも準備手続(議会の承認等)は進めることはできるとの回答あり。

② 6月議会で後任者の承認（議会最終日6月20日頃）を得た後、選任する。

◎ 1か月程度、議選監査委員のみとなるが、7年度決算審査には影響ないと思われる。

③ 9月議会で後任者の承認を得た後、選任する。

◎ 約4か月にわたり、議選監査委員のみとなる。監査委員は必置制であり、3人とするか2人とするかについてのみ条例で定めることになっている。

本市の場合、条例で定数2人と規定していることから、2人のうちいずれかが欠けた場合には、速やかに選任の手続きを取る必要がある。

6月定例議会を超えて後任者の承認を延ばすことは、7年度決算審査に影響があるのみでなく条例の実施という点で問題があるものと思われる。

### 3 監査執行上の 除斥

監査が公正不偏の立場で適正に執行されることを保障するため、監査委員個人の利害関係から偏った監査をするおそれのあるような事件については、監査から一切排除されることになっている。

〈自治法199条の2〉

「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することが出来ない。」

### 4 現職部長が監査委員に就任した場合の監査執行上の除斥

- (1) 新任監査委員は、部長在任期間中に所管していた課所に関わる定期監査、決算審査は行うことができない。
- (2) 部長在任期間中に開発公社理事を兼ねていた場合には、開発公社の監査を行うことができない。
- (3) 部長在任期間中に、市が財政援助を行っている各種団体等の役員を兼ねていた場合は、その団体等の監査を行うことができない。
- (4) 監査委員の近親者が社長、役員等をしている会社等と本市との請負契約や、公有財産・物品等の売買契約の監査を行うことができない。
- (5) 現職部長が5月20日に監査委員に選任された場合、7年度、8年度の2年間にわたり、部長在任中の所管業務については監査できない。

#### 〈行政実例〉

- ① 衛生民生部次長であった監査委員は、次長として在任していた期間を対象とした衛生民生部各課の監査に当たっては、除斥される。衛生民生部の所管する出先機関の監査執行に際しても除斥される。
- ② 監査委員の実弟が校長である高等学校の監査については、当該監査委員は監査できない。
- ③ 監査委員の実兄が課長をしている課の監査はできない。
- ④ 開発公社等の財団法人の監事を兼ねる監査委員は、当該法人の監査に当たり除斥される。
- ⑤ 地方労働委員会の委員を兼ねる監査委員は、当該労働委員会の監査に当たり除斥される。
- ⑥ 会社社長を兼ねる市議員は、当該会社との工事請負契約の締結において除斥される。

#### 〈質疑応答編（監査委員）から〉

- ① 監査委員の実子が係長をしている課の監査を行う場合、その係に属する業務については監査することができない。

#### 〈地方課に照会〉

- ① 自治法199条の2の「自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹」の解釈については、文字通りこの範囲のみであり、子の配偶者等は含まれない。

## 5 除斥の認定

- (1) 除斥に該当するかどうかの認定等についての実際上の手続きは規定されていないので、客観的に判断するほかないが、監査の公正を保障するという制度の趣旨に鑑み、住民の疑惑を招くような恐れのある事件については当該事件に関係のない他の監査委員が行うようすべきである。
- (2) 上記行政実例①の衛生民生部次長については、次長というポストが部長を補佐し、部全般の事務について相当の支配力を持っていることから除斥になるものである。  
除斥になるかどうかは、監査の対象となる業務自体について相当の影響力あるいは支配力を有しているかどうかで判断することになる。
- (3) 監査の対象となっている事項について、かなり広範囲な専決あるいは代決権限を持っている場合は、その業務遂行に当たって相当の影響力あるいは支配力を持っていると考えられるので、除斥に該当する。

## 6 具体的な除斥の対象

区 分	定例の財務監査	決 算 審 査
企 画 部 長	◇企画部各課 ◇開発公社	◇企画部各課及び開発公社に 関係する費目
総 務 部 長	◇総務部各課 ◇開発公社	◇総務部各課及び開発公社に 関係する費目
商 工 部 長	◇商工部各課 ◇開発公社	◇商工部各課及び開発公社に 関係する費目
都市整備部長	◇都市整備部各課 ◇開発公社	◇都市整備部各課及び開発公 社に 関係する費目
建 設 部 長	◇建設部各課 ◇開発公社	◇建設部各課及び開発公社に 関係する費目
水 道 局 長	◇水道局	◇水道局に 関係する費目
議会事務局長	◇議会事務局	◇議会事務局に 関係する費目
教 育 部 長	◇教育委員会事務局 ◇開発公社	◇教育委員会事務局及び開発 公社に 関係する費目

※ 質疑応答編（監査委員）から

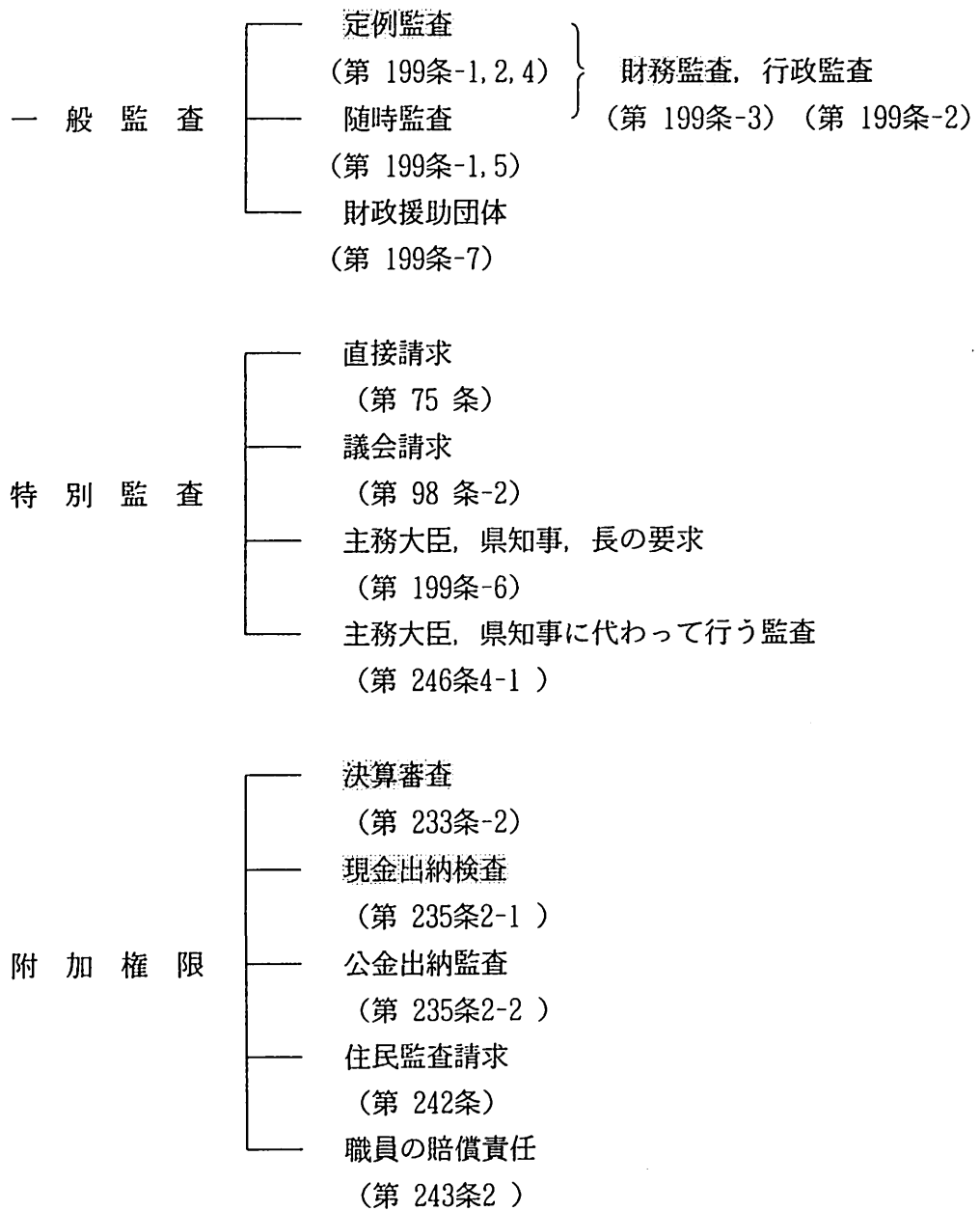
3月31日まで総務部長だった人が4月1日付で監査委員に就任した場合、決算審査や前月の予算執行に関する財務関係については当然除斥される（総務部門のみか全体に及ぶのか記載なし）。

地方労働委員会委員が監査委員を兼ねる場合、地労委の財務関係事務についての監査ができないという事例もあり、きびしく取り扱われている。

## 7 除斥される事務の範囲

監査委員が除斥されるのは、利害関係のある当該事件に限られるので、例えば、定例監査の対象とされている事務の中に、ある監査委員が監査できない契約があったとしても、その監査委員は定期監査の他の部分については監査することができる。

## 監査委員の職務権限



目 次

1. 審査の対象	1
2. 審査の期間	1
3. 審査の方法	1
4. 監査委員の除斥	1
5. 審査の結果	1
6. 指摘要望事項	2
7. 意 見	3
8. 決算の概要	4
1) 決算の総括	4
(1) 決算の規模	4
(2) 財政収支の状況	4
(3) 市債の状況	4
(4) 債務負担行為の状況	5
(5) 財政構造の状況	5
① 財政力指数について	5
② 経常収支比率について	6
2) 一般会計	7
(1) 概 況	7
(2) 歳 入	7
(3) 歳 出	15
3) 特別会計	27
(1) 国民健康保険特別会計事業勘定	27
(2) 簡易水道事業特別会計	32
(3) 下水道事業特別会計	33
(4) 食肉センター特別会計	36
(5) 公共用地取得事業特別会計	38
(6) 老人保健特別会計	39
基金運用状況審査意見書	41
決算審査意見書附表	

昭和59年度 延岡市歳入歳出決算審査意見書

1. 審査の対象
 

昭和59年度延岡市	一般会計歳入歳出決算
同	国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算
同	簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
同	下水道事業特別会計歳入歳出決算
同	食肉センター特別会計歳入歳出決算
同	公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
同	老人保健特別会計歳入歳出決算
2. 審査の期間
 

昭和60年9月10日から同年11月2日まで
3. 審査の方法
 

審査に付された前記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査は、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認するとともに、これらの書類について関係諸帳簿など諸書類との照合を行ったほか、必要に応じ、当局の説明ならびに資料の提出を受け計数の正確性、予算の執行状況、事務処理の適否などについて審査を行った。
4. 監査委員の除斥
 

大野雄三郎監査委員は、昭和59年4月1日から同年9月19日まで企画部長の職にあったため、59年度における決算審査にあたっては、在職期間中の所管事項について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。
5. 審査の結果
 

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び、同付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、また予算の執行についても所期の目的にそって適正かつ効果的に執行されているものと認められたが、後述するように、一部に改善留意を要する事項が見受けられたので、更に事務処理の適正化等について一層の努力

目 次

1. 審査の対象	1
2. 審査の期間	1
3. 審査の方法	1
4. 監査委員の除斥	1
5. 審査の結果	1
6. 指摘要望事項	2
7. 意見	3
8. 決算の概要	4
1) 決算の総括	4
(1) 決算の規模	4
(2) 財政収支の状況	5
(3) 市債の状況	5
(4) 債務負担行為の状況	5
(5) 財政構造の状況	6
① 財政力指数について	6
② 経常収支比率について	6
2) 一般会計	7
(1) 概況	7
(2) 歳入	7
(3) 歳出	15
3) 特別会計	27
(1) 国民健康保険特別会計事業勘定	27
(2) 簡易水道事業特別会計	32
(3) 下水道事業特別会計	33
(4) 食肉センター特別会計	36
(5) 公共用地取得事業特別会計	38
(6) 老人保健特別会計	39
基金運用状況審査意見書	41
決算審査意見書附表	

1. 審査の対象

昭和 58 年度	延岡市一般会計歳入歳出決算
同	国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算
同	簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
同	下水道事業特別会計歳入歳出決算
同	食肉センター特別会計歳入歳出決算
同	公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
同	老人保健特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

昭和 59 年 9 月 3 日から同年 10 月 31 日まで

3. 審査の方法

審査に付された前記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査は、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめるとともに、これらの書類について関係諸帳簿など諸書類との照合を行なったほか、必要に応じ、当局の説明ならびに資料の提出を受け計数の正確性、予算の執行状況、事務処理の適否などについて審査を行なった。

4. 監査委員の除斥

大野雄三郎監査委員は、当該年度総務部長の職にあったため審査にあたっては、その所管事項について、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

5. 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び、同付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、また予算の執行についても所期の目的にそって、適正、かつ効果的に執行されているものと認められたが、後述する